

時事新報

明治十八年十月十三日（火曜日）
第百九十九號

（西曆一千八百八十五年）

時事新報定價（日曜日ハカリ休刊）

一月	一元
三月	二元五角
半年	四元五角
一年	八元

發行所 東京市本町三丁目

東京	大塚
神戶	北野
大阪	大橋
名古屋	大須
京都	大宮
福岡	大隈
長崎	大町
熊本	大田
鹿児島	大塚
那覇	大塚

時事新報

時事新報
本報は春より夏の間に於て日本全土に蔓延するコレラ病の流行に際し、地方によりは大水さへ出で、居間數十日間の間、水と混ざり衛生健康に害ある天災の打撃を蒙り、同時の中は例の不景氣沙汰にて仕事の口乏しく職工人夫その日暮の者共は餓殍の恐しが爲めに常より一層下等の食物にて命を繋ぎまたその衣服なり住居なり就れも不往届がらにして漏々不潔となり下等民一般の不健康を増したるの實状ありしかば若しこれに加へてコレラ流行の兆でも現れたらんは其蔓延の毒も一際強かるべし暴風の頃の有様甚だ憂ひに堪へずとして當時我輩も世の人と與に此事を憂へ居たりしに八月下旬長崎港に於て俄然コレラ病出現したり其病種は如何より来りし者か詳かからざれども兎に角に病種はコレラ病に類するものは多くは幾れ時にその蔓延の勢ひも甚しといふに予我輩に於ても容易ならぬと思ひ若し此蔓延の毒を東漸して東京府下にまでも入込みたらんは其被害の甚くは計し難し去る十五年同病流行し初より一層甚しうらん時その病種の丁度西班牙を以て流行中なるコレラと同様の悪性質と有せるものならんには倍々以て警戒せざる可らずとて大に危懼し思ひて爲したるに然るに右にコレラ病も漸次では一時押寄せたりしなれど遂に東京に入らずして其毒漸次衰へ今日には最早預防實施に戒厳を解かんとするに至り此順序なればコレラ病も本年再び流行の心配なく一旦蔓延と覺悟せし蔓延の頓絶しる事誠に目出度次第なりと云ふの外なし

新く蔓延の頓絶したるは秋冷に氣候とありたるが爲りもあらんといへども預防手當の往屆きたるも其だ興かりて力ありと云ふを得ず即ち長崎港にてコレラ蔓延の兆あるや間もなく政府に於て同地方を以て防疫地と宣告し同様の警備を遂して夫々檢査規則を履行せしめ流行地より来る人と物とを對しては逐一檢査を爲し又郵便物にも消毒と兼せ船中にて嚴に消毒し船中を行わたる如く船中もその手當に怠りなかりし船中消毒もまた嚴密に在る處を説明せんともならざらんコレラ病の蔓延と噴止りたる預防法その要は

全く學問の力に依るものと斷言すべしその故に該病を預防し撲滅したるの手段方便として學問に基かざる無くコレラの消滅取りも直さず學問全勝の姿なれどなり尤も長崎を他九州最寄の府縣に於ては實際如何なる手順に於て防疫法と施行せしかれば詳なるもの未だ我輩の知らざる處なれど現在長崎港に於て長崎コレラの侵入したる其毒と撲滅し、また東京にてこれが蔓延し防ぎたる順序方法に至りてはその詳細と聞くを得たり然して我輩は其の實地の模様と聞けば聞くほど倍々以て今回の防疫撲滅は全く學問實際の働かざるの事實と信せざる能はざるなり今その撲滅手續法の大概と之に記して我輩所見の誤らざる次第を讀者に買さんとする

横濱にてコレラ病の初て罹したるは九月十七日の事あり同所海岸通五丁目廿番地より居たる高島石炭廠主人夫凡二百名足らずの内一人先づ該症に罹り夫より同番地居留の船乗人夫等連々コレラ患者となるを以て醫員は其の傳染症あるを認め直に同番地と他の交通を遮断し内に在るものと外に出さず外より来るものを内へ入れず堅く人の往来と絶り食物等の必需品を買入る等已に難き用事の起りて防疫攻圍の區域外に出てんとする場合は別一人の小使を命じて置てみればその用を果たせしめこの外には社會と一切の交接を遮断し且つ患者ありし家屋の床板を割かしその床下の土を掘り病毒汚染の品物の容納なく焼棄せ、便所の糞汁はこれを汲取りて焼却し其跡は更に又五十倍の石炭酸水を用ひて充分に消毒を行ひ（石炭酸の五十倍以下は水に混和したるものに非ざればバクテリアを殺すの力なし）通常費用する八九十倍の石炭酸水を用ひて尙は不充分なりと云へり）また同室及び近傍に在る人夫等二百名は悉くこれと長浦の消毒所へ送りて身体と洗ひせ衣服等はは熱氣消毒法と施し、消毒済みの上横濱に運送し新に高島町と離隔所と設けて悉く移らしめこの處も海岸通五丁目同様、内外の往来と鎖し遮断法離隔法并し石炭酸消毒法の三者と同時履行したり然るに今回のコレラと甚だ悪症とて罹るもの、過半は驚れ刺さへるの傳染の勢も劇なりとのものとより長浦檢疫所の外へ横濱にては檢査停車場に檢査官と派出し東京にては新橋停車場内へ檢査官派出所と設け往復の列車も職員を乗込せしめ陸路の各原郡大森村に檢査所を設けて行旅と檢査し海路は品川二の宮に消毒所を設け羽根田川金水沖、上總澤に於て船隻と檢査しその手前離隔にして手摺あるを見ず然して今日に至りては横濱にコレラ病の最早殆んど全滅し高島町の離隔所并ふの後仮に設けざる義經丸九州の兩離隔所あり患者絶て現存せざるもより遠慮これと解らざり且つ海岸通五丁目は連日四日の事なり又東京府下でも遠く一人は傳染患者なくして事蹟み海陸の檢査法既より其の要と見ざるに至りたるに甚だ喜びに堪へざる次第あり（未完）

官報

○大政官布告第三十二號
明治十六年（一月）第二號布告裁判所一覽表中左ノ通増補改正ス新置裁判所開廳ノ期日ハ司法卿ノ告示ヲ以テ之ヲ定ム

一 佐賀始審裁判所管内伊萬里ニ治安裁判所ヲ置キ肥前國西松浦郡ヲ管轄ス
一 長崎始審裁判所管内大村ニ治安裁判所ヲ置キ肥前國東彼杵北高來兩郡ヲ管轄ス
一 鳥取始審裁判所管内倉吉ニ治安裁判所ヲ置キ伯耆國河村久米八橋ノ三郡ヲ管轄ス
一 盛岡始審裁判所管内福岡ニ治安裁判所ヲ置キ陸奥國二戸郡及ヒ陸中國南北九戸郡ヲ管轄ス
右奉 勅旨布告候事

明治十八年十月十二日
大政大臣公卿三總實美
司法卿伯耆山田義典

○明治十八年十月九日
任權奉待

○汽車賃金収入高（工部省報告） 本年九月中新橋橫濱間鐵道汽車收入は旅客人員片道十四萬七千二百七十八人同往復四千六百六十三人にして此の賃金三萬五千三百十二圓六十三錢五厘手廻荷物斤數二萬七千四百五十五斤にして此の賃金百七十二圓四十九錢二厘小荷物斤數十萬九千四百八十八斤にして此の賃金一千四百六十六圓八十八錢八厘貨物斤數八百五十四萬五千七百七十七斤にして此の賃金四千九百六十六圓十六錢總計四萬一千五百四十八圓八錢五分にして之を昨年同期月別収入に比較するに二千五百廿四圓十七錢の減額なり（以上三三三號附年報）

雜報

○安南新王の即位 先頃安南の王子チャンノンが佛國に據立せられて安南國王と爲りたる由は當時の電報に見えしが右の新王は九月十九日國都順化府にて即位式を執行したる由此より先き佛國將軍ドクロールシ氏より九月十四日順化府發にて新王即位の次第と本國政府に報告せる電報は左の如くありし

チャンノン（安南前王）の姪にて其妻子たるチャンノンノ 王子の本月（九月）十四日午前八時王宮に於て公けに即位式を執行したり當日は王族廷臣等皆其席に陪し佛國及び安南の兵隊王宮を警備して多くの旗幟と建列ねたり新王の尊嚴なる仕方をして佛國の恩を感念佛國と親善する旨を述べたり新王の年計二十三歳にして愛すべき面采を具へ大に佛國人の心を喜ばし先たり今王が當朝に於て名譽るべきを稱へるや南の國法に依りて定めらるべし又先に佛國人が佛國の際に分捕りたる美術品の貴重なる品々は是佛國人の手に保存し置たしが佛人一たび之を分捕りたる面目のみよて既十分なる報酬を受けたりと尋考し一物とも私せざ此度残らず新王に引渡したり新王の即位式は来る十九日に於て執行せらるべし云々

斯くて同月十九日の即位式には九登の祝砲と以て即位の旨と宣示したりと（本年十月十日リヤンパツマンド）

○ペートル大帝の遺體 露國センペートルスボググはては委員と伊みペートル大帝の遺體と見えて之を山極する都合ありて既其遺體に係る書簡八千本と集めざる由なるが大帝の身形用、供しざる諸皇子及び六歳の時母を送りたる手紙と以て出版の手始めと爲す見込なりと十月十日のリヤンパツマンドに見ゆ

○民有地買上 今度海軍省にて積須丸船廠所作業用地として同所沙入町民有地千四百餘坪を買上たるよし

○東京の書籍部 京都の同志社にては今度同地に書籍部を設立せんとし計畫ありてその入費は凡一萬圓を要するの見込にて既に内外人より書籍を寄贈する向も

多しといふ

○東京師範學校
出するを得たり
由又同生徒は服
右の服帽等ハ歩
定めありと云ふ

○生徒の健康
松岡少尉其他同
より歩兵練習と
毎月二回位づゝ
め退送病人の絶
以來は一人の病
中の有志者が申
の學を學び居た
卒數十名を披露
にせたりと云ふ

○乗客減少 去
割引を全廢せし
が今去月二十日
横濱への入港は
百三十八人荷物
十三箇）三菱二
（荷物一萬八千
共同五艘乗客三
二百七十五人（
港は三五五艘乗
萬八千六百五十
百五十八人（每
百廿一箇）出港
）共四六艘乗客
開く（本年十月
○煉瓦製造所
煉瓦は諸方より
する事になりし
○西陣の市場
買らんが爲り種
と開くと一決
第一條 買出
第二條 出店
第三條 賣地
第四條 機屋
第五條 同盟
第六條 買入
第七條 前條
第八條 取高
第九條 取高
第十條 取高
第十一條 買入
第十二條 買入
金交換をなす